

# 市内商店会を支援します

## 商店街賑わい復活補助金

市内の商店街が、感染防止対策及び訪れやすい環境の整備に係る取組を行う場合において、経費の一部を市が補助することにより、新型コロナウイルス感染症収束後の地域の経済振興の促進を図ることを目的に補助金を支給します。

対 象	令和2年4月1日現在、市に登録済みの市内商店会組織
補 助 率	10分の10
補 助 額	会員数に応じて(表1のとおり)
補助対象	表2のとおり
受付期間	令和2年7月1日から令和2年10月31日
事業期間	申請から令和2年12月31日(一部例外あり)

表1 補助限度額

会員数	補助限度額(円)
101店舗以上	600,000
100店舗以下	450,000
60店舗以下	300,000
30店舗以下	150,000
10店舗以下	50,000

表2 補助対象経費

区分	適用
補助事業に直接必要な備品購入費	ビニールカーテン、パーテーション、マスク、消毒剤、手袋、カラーコーン等の購入経費 等
業務委託料及び賃借料	商店街の消毒作業等の委託料、機材等の使用及び貸借に係る経費 等
感染防止対策に係る取組及び周知に要する経費	チラシ、ポスター、フラッグ等の作成及び掲示に係る費用、地域情報紙等への広告費、HP更新費 等
その他諸経費	上記経費に付随する経費、その他補助事業を執行するために必要な経費で市長が認めるもの

お問い合わせ

八王子市産業振興部産業政策課 電話 620-7252